

仕 様 書 (案)

1 目的

この仕様書は、高松市保健センター立体駐車場及び平面駐車場（以下「高松市保健センター立体駐車場等」という。）並びに高松市保健所立体駐車場及び平面駐車場（以下「高松市保健所立体駐車場等」という。）の管理業務について、必要な事項を定めるものとする。

2 管理対象物件

(1) 高松市保健センター立体駐車場等

- ア 所在地 高松市桜町一丁目9番12号
- イ 規 模 立体駐車場 30台収容昇降機設備×1基
平面駐車場 北側13台（内1台は高齢者・妊婦用）、南側2台（身障者用）、
検診車駐車場等

(2) 高松市保健所立体駐車場等

- ア 所在地 高松市桜町一丁目10番27号
- イ 規 模 立体駐車場 30台収容昇降機設備×1基
平面駐車場 西側10台（内1台は身障者用・妊婦用）

3 管理業務の内容

- (1) 車両の駐車場への入庫・出庫の管理、誘導、案内
- (2) 駐車場出入口付近に停車車両の駐車場内への誘導と安全確保
- (3) 料金の徴収及び収納
- (4) 立体駐車場内部及び管理室内の清掃

4 業務委託期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

5 業務時間及び立体駐車場稼働時間

区 分	業 務 時 間	立体駐車場稼働時間
月曜日から金曜日まで	8:00～17:30	8:30～17:00

※1 精算用務等で上記業務時間を経過した場合は、通常勤務に含むものとする。

※2 上記時間以外で、行事開催のため駐車場を開場する場合あり。その場合は1週間前までに連絡し、通常勤務に含むものとする。

- ・保健センター : 平日夜間延長（～20:00） 年間3日程度
土曜、日曜、祝日半日 年間9日程度
土曜、日曜、祝日全日 年間12日程度
- ・保健所 : 平日夜間延長（～20:00） 年間12日程度

6 業務を要しない日

原則として次のとおりとする。

- ・土、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

7 配置人員

(1) 高松市保健センター立体駐車場等

常時2名を配置するものとする。

ア 昼食、休憩等時の交代要員を確保すること。

イ 労働基準法等関係法令を遵守すること。

ただし、繁忙時間帯によっては安全のため、応援の人員を要請することがある。

(2) 高松市保健所立体駐車場等

常時1名を配置するものとする。

ア 昼食、休憩等時の交代要員を確保すること。

イ 労働基準法等関係法令を遵守すること。

ただし、繁忙時間帯によっては安全のため、応援の人員を要請することがある。

8 服装

受託者の会社の制服を正しく着用すること。

9 報告

毎朝、前日の業務報告書をそれぞれ提出すること。

10 出納管理

毎日の駐車料金は受託者において管理し、翌日（その日が金融機関の休日に当たるときはその翌日でも可）に、市の指定する金融機関へ、市の指定する方法でそれぞれ払い込むこと。

11 駐車場管理

高松市保健センター立体駐車場等及び高松市保健所立体駐車場等の管理には十分な注意を払うこと。異常な箇所などを発見したときは直ちに市に報告し、市職員の指示を受けること。

立体駐車場及び駐車料金計算機の操作方法について、通常操作のみならず、修正等、例外操作についても駐車場管理員の間で情報共有することで、駐車場管理員の経験年数に関わらず円滑に管理できるよう工夫すること。

接客対応についての教育を実施すること。

12 支払方法

毎月払いとし、適法な請求を受理してから30日以内に支払う。

13 長期継続契約について

翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

14 見直し条項

仕様内容の見直しにより、翌年度以降契約金額が変更になる場合がある。

15 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保について

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最

低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

16 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して別に定める。